

学校感染症による出席停止扱いについて

群馬県立女子大学学長

学校保健安全法第19条により、学生が感染症にかかっており、若しくはかかっている疑いがあり、又はかかるおそれがある場合、本人の休養と他者への蔓延、流行を防ぐために、学長は出席を停止させることができるとされています。

下記の感染症と診断された場合は、学校保健安全法施行規則で定められた期間を出席停止としますので、自宅で療養に努めてください。

病気回復後、登校する時には、下記の「治癒証明書」に医師の証明を受け、大学事務局学生係に提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS(サーズ)コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がMERS コロナウイルスであるものに限る)、鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであるものはその血清型がH5N1であるものに限る) *上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種 感染症	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 *この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)

出席停止期間（学校保健安全法施行規則第19条）

【第1種】 治癒するまで

【第2種】 下記のとおり

病名	出席停止期間
インフルエンザ	発症後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹	解熱した後3日を過ぎるまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	全ての発疹が「かさぶた」になるまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで

【第3種】 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

【その他】 第1種、第2種の感染症に家族がかかっている場合、また、地域に流行している場合等、その状況により、登校について医師の意見、許可等が必要な場合もある。

治癒証明書

群馬県立女子大学

学籍番号

氏名

病名

上記感染症のため 月 日 ~ 月 日まで治療しておりましたが、現在治癒し、他への感染のおそれがないものと認め、通学しても支障がないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名